

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



53歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

制度変更にご注意！退職後の健康保険

任意継続に関わる仕組みが改正される

こんにちは、高橋学です。人生100年時代、多様な働き方を支援する制度の見直しが相次いでいます。2022年1月からは健康保険任意継続被保険者制度が改正されました。今回の改正は、社員の定年退職等、福利厚生にかかわる重要な制度改正ですので押さえておきましょう。

会社の健康保険は原則、現役社員のための制度ですが、加入期間が2カ月以上あり、かつ退職翌日から20日以内に申請すれば、退職後も同じ保険に加入し続けることができます。これを健康保険の「任意継続」と言います。勤め先を退職した人は、任意継続するか、新たに国民健康保険に加入するか、家族の健康保険の扶養となるか、いずれかを選択することになります。

保険料は、国民健康保険の場合、退職時の所得に基づいて算出されます。一方、任意継続の場合、それまで会社と折半していた保険料を全額自分で負担することになります。これまでは「退職時に月額30万円以上の所得があった場合は任意継続を選んだほうが安くなる」とされてきましたが、今回の改正によりそう単純ではなくなりました。

任意継続から国民健康保険への切り替えが自由に

今回の改正で変わったのは2点。1つ目は、いつでも任意継続を脱退できるようになったことです。これまでは任意継続を選ぶと2年間は入り続けることが原則でしたが、改正以降は、申出を行うことでいつでも自由に国民健康保険に切り替えることが可能となりました。国民健康保険は前年の所得に基づいて保険料が決まるため、退職直後は保険料が高くなりますが、翌年度以降ぐんと安くなるケースも少なくありません。定年退職のケースでは、退職から1年間は任意継続を選択し、1年経過以降は国民健康保険に切り替えることで、保険料を低く抑えられる可能性もあるわけです。

2つ目は、任意継続の保険料に関わる変更です。これまでは、「①退職時の標準報酬月額」と「②健康保険被保険者全体の平均標準報酬月額」のいずれかが低い額が適用されてきましたが、改正以降は、健康保険組合の規約で定めれば、①の額が②よりも高い場合でも、①を適用することが可能となります。退職時の給料が高かった場合には、任意継続の保険料が上がることも考えられるため、注意が必要です。

M

■ 図表 任意継続被保険者制度の見直し

項目	改正前	改正後
被保険者資格の喪失	以下の資格喪失事由に該当する場合、脱退できる。 ■任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき ■死亡したとき ■保険料を納付期日までに納付しなかったとき ■被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者等となったとき	被保険者の生活実態に応じた加入期間の短縮化を支援する観点から、資格喪失事由に「被保険者からの申請による任意脱退」が追加された。
保険料	保険料の算定基礎は、以下の①、②のいずれか低い額とする ①従前の標準報酬月額 ②全被保険者の平均の標準報酬月額	保険料の算定基礎を「①従前の標準報酬月額と②全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額」から「健保組合の規約により、従前の標準報酬月額」とすることも可能となった。

(出所)令和3年厚生労働省社会保障審議会「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について」をもとに筆者作成